

令和2年度事業計画

少子化及び超高齢化社会において高齢者の就業を促進することが極めて重要な課題となっており、地域を支える「シルバー人材センター」の役割や期待はますます大きくなってまいります。

しかしながら、65歳までの雇用確保措置や高齢者の就業機会の多様化の影響で全国的にシルバー人材センターの会員数は平成21年度をピークに減少傾向が続いており、また、令和3年4月から70歳までの就業機会の確保が企業に対し努力義務化されますと、シルバー人材センターの入会年齢が更に上昇することが見込まれます。

このような状況の下、シルバー人材センターを取り巻く環境は大きな転換期を迎えております。

当シルバー人材センターにおきましても、会員数はここ数年来減少傾向にあり、また、世界的及び国内の様々な要因による景気の停滞感からくる懸念により、地域経済は景気動向に不透明感が増大しているなか、事業実績も減少を続けている状況であります。

会員数や事業実績の減少を解消するため、「会員の加入促進」と「就業機会の確保拡大」、それらをうまくマッチングさせることが重要であると考え、昨年4月から役員・事務局職員が知恵を絞り様々な取り組みを実施しました結果、会員数においては平成31年3月末と比較して増加に転じ、就業状況においても特に「派遣事業」では、平成30年度実績と比較して大幅な増加となっております。

今年度におきましても、この結果に甘んじることなく、より一層、きめ細やかな加入促進や入会者のニーズを捉えた就業開拓、退会抑止対策など総合的に対策を講じていきます。

その中でも特に介護予防事業、子育て支援事業等の需要が増すことが見込まれることから、女性委員会の更なる充実を図りながら、女性会員の入会促進を重点的に取り組んでいきます。

また、役員・各委員会が主導し、「シルバー人材センター適正就業ガイドライン」に沿った安全適正就業の徹底を図ります。

今後ともシルバー人材センターの使命を忘れることなく、会員・役職員が各々の経験と知恵を活かしながら「自主・自立・共働・共助」の基本理念のもと様々な課題に立ち向かい、地域を支える拠点となるシルバー事業の進展に取り組んでまいります。

関係各位及び会員のご理解と協力をお願い申し上げます。

I 基本方針

- 1 普及啓発事業の推進
- 2 会員の加入促進及び就業機会の確保拡大
- 3 適正就業及び安全就業の推進
- 4 知識・技能の向上及び後継者育成のため各種講習会の開催
- 5 組織体制の整備及び健全な財政運営と効率化

II 事業実施計画

1 普及啓発事業の推進

- (1) 料金表等チラシの全戸配布により、業務内容のPR活動を強化する。
- (2) 事業所などの訪問を行い、業務内容のPR活動を強化する。
- (3) 各種イベント等の中で、市民等にシルバーの業務内容の周知を図る。
- (4) 福祉施設へのタオルの寄贈等、各種のボランティア活動を実施する。

2 会員の加入促進及び就業機会の確保拡大

(1) 会員の加入促進と意識の高揚

- ① 理事を中心とした入会説明会の開催と説明内容の充実を図る。
- ② 市広報誌、FM放送、WEBサイトなど様々な媒体を利用して会員拡大に努める。
- ③ ハローワークと連携し、60歳以上の求職者にシルバー事業の紹介に努める。
- ④ 会員に「一人一声加入運動」の更なる周知を図り、加入促進に努める。
- ⑤ 介護及び家事援助講習会を開催するなど女性入会促進に努める。
- ⑥ 「自主・自立・共働・共助」の基本理念に則り、会員の意識の高揚に努め、各種催し物等への参加と会員相互の交流を図る。

(2) 就業機会の確保拡大

- ① 役員及び事業推進委員等による受注開拓・増加を図る。
- ② 就業機会開拓推進員を活用し、受注の増加を図る。
- ③ 受注状況を会員に公表することによる就業とのマッチングを推進するとともに、未就業会員へのフォローアップを図る。
- ④ 各種団体との連携や情報交換により、職種の拡大を図る。
- ⑤ ワークシェアリング及びローテーション就業の推進を図る。
- ⑥ 多様な就業機会確保のため、派遣事業や有料職業紹介事業の推進を図る。
- ⑦ 空き家の市外・県外所有者に管理業務の受注増加に努める。
- ⑧ 「生き生きふれあい館」に開設した「地域の茶の間」を生活支援や家事援助サービスの活動拠点として運営する。
- ⑨ 「訪問型サービスA」へ移行・開設することによる福祉事業の拡大を図る。
- ⑩ 各業種間の会員交流を図り、情報等の共有を推進する。

3 適正就業及び安全就業の推進

- (1) 不適切な就労防止のため、会員及び発注者へ法令遵守の徹底を図る。
- (2) 就業先巡回指導の実施、及び指導の強化を図る。

- (3) 安全意識の高揚・啓発、及び周知の徹底を図る。
- (4) 救命講習会及び各種講習会の開催により、安全就業の推進を図る。
- (5) 交通安全活動の推進、及び交通事故防止の徹底を図る。
- (6) 健康管理意識の啓発により、健康維持に努める。

4 知識・技能の向上及び後継者育成のため講習会の開催

- | | |
|-----------------|--------------------|
| (1) 刈払機取扱講習会 | (7) 障子・襖張り講習会 |
| (2) ハンマーモア取扱講習会 | (8) 介護・家事援助サービス講習会 |
| (3) 剪定講習会 | (9) 料理講習会 |
| (4) ガーデニング講習会 | (10) 交通安全・健康づくり講習会 |
| (5) 冬囲い講習会 | (11) 小物作り講習会 |
| (6) 接遇・マナー講習会 | (12) 除草剤講習会 |

5 組織体制の整備及び健全な財政運営と効率化

- (1) 総会及び理事会並びに各委員会の活性化を図る。
- (2) 会員組織（職群班等）の自主運営の推進を図る。
- (3) 会員活用やアウトソーシングを推進し、事務局職員の企画調整業務への取り組み強化を図る。
- (4) 国及び市補助金の確保に努める。
- (5) 事業の見直しを進めながら経費の縮減を図るとともに、受託事業の拡大により自主財源の確保に努める。

※数値的目標（令和2年度末）

1. 契約金額	204,000千円以上
2. 受注件数	6,800件以上
3. 就業延人員	62,500人以上
4. 就業率	95.7%
5. 会員数	540人以上